

岐阜市立女子短期大学学則

制定 昭和29年 4月 1日

最終改正 令和 7年12月24日

第1章 総 則

(趣旨及び目的)

- 第1条** 岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）は、女子に対して幅広く深い教養及び総合的な判断力を養成し、豊かな人間性を涵養するとともに、専門的な知識と技能を授け、有為な社会生活を営み、かつ地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。
- 2 上記の目的を達成するために、本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）及びこれらに基づく命令の規則ならびに岐阜市立女子短期大学条例（昭和39年条例第27号）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。
- 3 本学は、第1項の目的を達成するため、授業内容や方法の絶えざる改善を図るための組織的研修や研究（ファカルティ・ディベロップメント、以下「FD」という。）を実施するものとする。
- 4 FDに関する必要な事項は、別に定める。
- 5 本学は、その教育水準の向上を図り、第1項の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、学校教育法第109条2項に規定する認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 6 前項の点検及び評価に関して、必要な事項は別に定める。
- 7 本学は、その教育及び組織の充実を図り、円滑な大学運営を実現するため、広く意見を求めるものとする。
- 8 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科の学生定員及び教育目標)

第2条 本学の学科及びそれぞれの学生定員は、次の表のとおりとする。

学 科 名	入学定員	収容定員
国際コミュニケーション学科	90人	180人
健康栄養学科	50人	100人
デザイン環境学科	60人	120人
計	200人	400人

第3条 前条の学科の教育目標は、次の表のとおりとする。

国際コミュニケーション学科 グローバルな視点を養いつつ、地域社会に根差した実践

教育を通じ、さまざまな文化的背景を持つ人々と円滑にコミュニケーションを取りながら協働して地域の魅力を高め、よりよい地域・社会をつくっていく際に中心的な役割を果たすことのできる人材の養成

健康栄養学科 少子・超高齢社会の現代における諸問題の解決に必要な知識とスキルを身につけ、地域の食環境を生かした食の力で、地域住民の健康寿命の延伸、生活の質（QOL）の向上に寄与し、幸せな健康長寿社会の実現に貢献できる栄養士の養成

デザイン環境学科 持続可能な社会の実現のため「自然環境との共生」「素材から取り組む本物志向」「人々を動かす力の向上」を軸に、デザインの思想や意義と地域産業への理解を深め、共感と協調に基づいて社会生活における諸課題を解決する能力を身につけた人材の養成

(修学年限及び在学年限)

第4条 本学の修学年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。ただし、これに休学期間は算入しない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を2学期に分ける。

前期 4月1日から9月19日まで

後期 9月20日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 春季、夏季及び冬季休業日

2 前項第3号の期間については、年度初めに学長が定める。

3 学長は第1項の規定にかかわらず、臨時休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

(授業日数)

第8条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含めて、35週にわたることを原則とする。

第4章 入学、退学、転学及び休学等

(入学の時期)

第9条 入学（転入学及び再入学を含む。）の時期は、学年の始めとする。

(入学者)

第10条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、本学が行う入学者の選抜に合格し、かつ学長が入学を許可した者とする。

- (1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年度文部科学省令第1号）による高等学校卒業認定試験に合格した者（同規則付則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (6) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学出願の手続き)

第11条 本学に入学を希望する者は、本学所定の入学願書のほか必要書類に入学検定料を添えて、学長に提出しなければならない。

2 前項の提出書類などの提出時期、提出方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学手続及び入学の意思確認)

第12条 本学の入学者選抜に合格した者は、指定の期間内に誓約書のほか所定の書類に入学料を添えて、学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して入学の意思を確認する。

(転入学及び再入学)

第13条 本人の願いにより本学を退学した者で1年以内に再入学を願い出た者は、審査のうえ、学長が再入学を許可することができる。

2 再入学に関して必要な事項は、別に定める。

第14条 他の大学の相当学年から転入学を願い出た者は、審査のうえ学長が転入学を許可することができる。

2 転入学に関して必要な事項は、別に定める。

(転科)

第15条 本学内で他の学科へ転科を希望する者は、審査のうえ学長が転科を許可することができる。

(退学及び転学)

第16条 退学しようとする者は、学長の退学許可を得なければならない。

2 学長は、死亡した者を退学とみなすことができる。

(転学)

第17条 他の大学等への転学を希望する者は、学長の転学許可を得なければならない。

(休学及び休学期間)

第18条 病気その他やむを得ない事情により休学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

2 疾病のため、修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

(復学)

第19条 休学期間満了のとき、又は休学期間内にその事由が消滅して復学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第20条 学長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

- (1) 第4条第2項の規定に該当する者
- (2) 第18条第3項に規定する休学期間を超えてなお復学しない者
- (3) 授業料納入の督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第5章 授業科目及び履修方法

(授業科目及び履修単位数)

第21条 授業科目を教養教育科目と専門教育科目に分ける。

2 授業科目の種類とその単位数等は、別表のほか学修規程に定める。

(授業の方法)

第22条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習及び実技とする

2 前項の授業を、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことがある。

3 一つの授業で、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行うことがある。

(単位の計算方法等)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、その授業による教育効果や授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を定めるものとする。

(履修の方法)

第24条 各学科の授業科目は必修科目及び選択科目とし、各学科の学生が修得しなければならない授業科目、単位数は、この学則に定めるもののほか、別に学修規程に定める。

(履修すべき授業科目の登録)

第25条 学生は、毎学期始めに履修しようとする授業科目を登録し、学長の許可を受けなければならない。

2 学生は、前項で許可された授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。

3 第1項の規定により学生が登録することができる授業科目の単位数の上限は、別に定める。

(履修授業科目の単位認定)

第26条 授業科目の単位認定は、授業科目を履修して成績審査に合格した者に対して、学長がその授業科目の単位の修得を認定する。

(成績審査)

第27条 前条の成績審査は、筆記試験、口述試験、論文、報告書、その他によって行う。

(学習の評価)

第28条 前条の成績審査の評価は、A+、A、B、C、Fをもって表し、C以上を合格とする。

- 2 成績評価の基準については別に定める。
- 3 成績審査としての試験は、原則として学期末又は学年末とする。ただし授業科目の担当教員が必要と認める時は、上記以外の時期に行うことができる。
- 4 病気その他やむを得ない事故や事情により試験を受けることができなかつた場合は、追試験を行うことができる。

(他の短期大学等における授業科目の履修等)

第29条 第26条の規定にかかわらず、学長は教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修して修得した授業科目の単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長は教育上有益と認めるときは、学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修によるものとみなし、単位を与えることができる。
- 4 前項の規定により認定することができる単位数は、第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
- 5 単位互換協定に基づいて学生が他の大学、短期大学、高等専門学校、専門学校又は外国の大学において履修した授業科目の単位の修得認定については別に定める。

(入学前の既修得単位数等の認定)

第30条 学長が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する以前に短期大学又は大学において履修して修得した授業科目の単位を、入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長が教育上有益と認める時は、学生が本学に入学する以前における前条第3項に規定する学修を、入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。
- 3 第1項、第2項により修得したものとみなし、認定することができる単位数は、転入学等の場合を除き、前条第1項及び第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。この場合第29条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第31条 学生が本学を卒業するには、本学に2年以上在学し、次の各号に定める単位を修得しなければならない。具体的な卒業の要件は学修規程に定める。

(1) 教養教育科目、15単位以上

(2) 専門教育科目、48単位以上

2 卒業要件に関する必要な事項は、別に定める。

(卒業の認定)

第32条 学長は、前条に定める単位を修得した学生に対して卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第33条 栄養士の免許を得ようとする者は、健康栄養学科の学生で、栄養士法及び同施行規則（昭和23年厚生省令第2号）別表1に掲げる科目及び単位数に対応するものとして、学長が定める授業科目を履修し、その単位数を修得しなければならない。

第34条 衣料管理士資格を得ようとする者は、デザイン環境学科の学生で、社団法人日本衣料管理協会の衣料管理士認定規程に定める専門科目及び単位数に対応するものとして、学長が定める授業科目を履修してその単位数を修得した上で卒業し、かつ同規程に定められた試験に合格しなければならない。

第35条 二級建築士及び木造建築士の受験資格を得ようとする者は、デザイン環境学科の学生で、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第1号に定める科目及び単位数に対応するものとして、学長が定める授業科目を履修してその単位数を修得し、卒業しなければならない。

第7章 入学検定料、入学料、授業料その他の費用

(入学検定料等の金額)

第36条 入学検定料、入学料及び授業料の金額は、岐阜市立学校授業料等徴収条例別表のとおりとする。

(授業料の納入期)

第37条 授業料は、年2回に分割して、岐阜市立学校授業料等徴収条例に基づき期日までに納入しなければならない。

(退学等の場合の授業料)

第38条 休学、停学、退学、転学、除籍の者は、その学期の分納額を納入しなければならない。

2 休学が一学期にわたるときは、その学期の分納額は免除する。

(復学の場合の授業料)

第39条 復学しようとする者は、復学した学期の分納額を納入しなければならない。

(その他の費用)

第40条 実習費などは、必要に応じて徴収する。

(授業料等の還付)

第41条 既納の授業料等は、還付しない。

第8章 職員組織

(職員)

第42条 本学に、学校教育法第92条及び岐阜市立女子短期大学条例第5条の規定に基づき、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、司書その他必要な職員を置く。

2 本学に、客員教授を置くことができる。

第8章の2 学長

(学長)

第42条の2 学長は、校務を掌り、所属職員を指揮監督する。

第8章の3 副学長

(副学長)

第42条の3 岐阜市立女子短期大学処務規則に基づき、本学に副学長を置く。

2 学長は、副学長を任命する。

3 副学長の職掌については、別に定める。

第9章 評議会、教授会

(評議会)

第43条 本学に、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第4項の規程に基づき評議会を置く。

2 評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって構成する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 学科長

(4) 附属図書館長

(5) 事務局長

3 前項に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(教授会)

第44条 本学に、学校教育法第93条第1項の規定に基づき、教授会を置く。

2 教授会は、学長、教授、准教授、講師、助教及び事務局長をもって構成する。

3 前項に定めるもののほか、教授会の運営に関して必要な事項は別に定める。

第10章 社会人及び帰国学生、留学生、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生、特別課程の履修者

(社会人及び帰国学生)

第47条 学長は、社会人及び帰国学生で第11条の規定によらないで、本学に入学を希望する者があるときは、審査の上入学を許可することができる。

2 前項の社会人及び帰国学生について必要な事項は、別に定める。

(留学生)

第48条 学長は、外国人で、第11条の規定によらないで本学に入学を希望する者があるときは、審査の上入学を許可することができる。

2 前項の留学生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第49条 学長は、相当の学力があると認められた者であって、定められた科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修しようとする者があるときは、学期のはじめに科目等履修生として履修を許可することができる。

2 学長は願出により科目等履修生が履修した科目について、単位修得証明書を交付することができる。

3 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第50条 学長は、前条に規定する科目等履修生のうち、本学と単位互換協定を結ぶ大学（短期大学、高等専門学校及び専門学校を含む。以下この項において「単位互換大学等」という。）に在学する学生で、本学が定めた授業科目の履修を在学する単位互換大学等を通じて願出する者に対して、学期のはじめに特別聴講学生として履修を許可することができる。

2 第1条の規定にかかわらず、特別聴講学生は、女子に限らず履修を許可することができる。

- 3 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第51条 学長は本学の授業科目を聴講しようとする者に対して、聴講生として受講を許可することができる。

- 2 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第52条 学長は本学教員の指導を受けて、特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することができる。

- 2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別課程の履修生)

第53条 本学が体系的に編成した複数科目（60時間）以上の特別課程を履修しようとする者があるときは、その特別課程が編成された学期のはじめに、特別課程履修生として入学を許可することができる。

- 2 第1条の規定にかかわらず、特別課程履修生は女子に限らず履修を許可することができる。
- 3 特別課程履修生に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 公開講座

(公開講座)

第54条 学長は、必要と認めるときは、本学に公開講座を設けることができる。

- 2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 賞 罰

(表 彰)

第55条 学長は、素行、学業ともに優秀で他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲 戒)

第56条 学長は、学生、科目等履修生、特別聴講生、聴講生、研究生、または特別課程の履修生が、本学の規則や規程に反し、又は学生、科目等履修生、聴講生、研究生、特別聴講生、または特別課程の履修生としての本分に反する行為があると認めたときは、懲戒を行うことができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対し行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなく、出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 科目等履修生、特別聴講学生に対しては、退学に代えて履修取り消し処分とする。

第13章 附属図書館

(附属図書館の設置)

第57条 岐阜市立女子短期大学処務規則（昭和48年4月1日規則第19号）に基づき、本学に附属図書館長を置く。

- 2 学長は、附属図書館長を任命する。
- 3 附属図書館に関する必要な事項は、別に定める。

第14章 副学長（削除）

第15章 雑則

(入学試験情報開示)

第59条 学長は、受験生の願い出により、入学試験に係る個人別成績の情報を受験生本人に開示することができる。

- 2 前項の入学試験情報開示について必要な事項は、別に定める。

(補 足)

第60条 この学則で定めるもののほか、この学則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則施行の際、現に在学している者にかかる、授業科目、単位数及び教育職員の資格取得については、第21条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第4項の規定は、公布の日から施行する。

(平成12年度の収容定員)

- 2 平成12年度における収容定員は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 科 名	平成12年度
英語英文学科	50人
英 文 学 科	50人
食物栄養学科	140人
生活デザイン学科	60人
被 服 学 科	100人

(経過措置)

- 3 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目及び単位数並びに卒業の要件は、改正後の第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 英語英文学科及び生活デザイン学科に学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

(平成12年度の収容定員)

- 2 平成12年度における収容定員は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず、附則第2項の表英文学科の項の次に次のように加えたものとする。

国際文化学科	60人
--------	-----

(準備行為)

- 3 国際文化学科に学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、第2章第2条第1項における平成13年度以前の学生については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成17年10月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4項の規定は、公布の日から施行する。

(平成19年度の収容定員)

- 2 平成19年度における収容定員は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 科・専 攻 名		収容定員
英語英文学科		100人
国際文化学科		120人
食物栄養学科		120人
生活デザイン学科		60人
生活デザイン学科	アパレルデザイン専攻	40人
	インテリアデザイン専攻	20人

(経過措置)

- 3 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目及び単位数並びに卒業の要件は、改正後の第21条及び第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 生活デザイン学科に学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目及び単位数並びに単位の計算方法は、改正後の第21条及び第28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目及び単位数並びに履修の方法は、改正後の第21条及び第24条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は令和元年6月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の第25条の規定及び別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の第25条の規定及び別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4項の規定は、公布の日から施行する。

(令和5年度の収容定員)

- 2 令和5年度における収容定員は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科名	令和5年度
英語英文学科	50人

国際コミュニケーション学科	90人
国際文化学科	60人
健康栄養学科	50人
食物栄養学科	60人
デザイン環境学科	60人
生活デザイン学科	60人

(経過措置)

- 3 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の第25条の規定及び別表にかかわらず、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 国際コミュニケーション学科、健康栄養学科及びデザイン環境学科に学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の第25条の規定及び別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の第25条の規定及び別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この学則は、令和7年11月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、令和8年4月1日から施行する。